

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 11 月 16 日(金) 第 7 9 4 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（945・946）（経済政策課）・・・ 2 土地改良法による換地計画の決定（947）（耕地課）・・・ 5 保安林の指定施業要件の変更予定（4件）（948～951）（森林保全課）・・・ 5 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 （2件）（952・953）（東部総合事務所県民局）・・・ 8 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（954）（西部総合事務所県民局）・・・ 9
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （3件）（森林保全課）・・・ 10 生産事業者講習会の実施（Ⅱ）・・・ 15 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活環境課）・・・ 15
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（教育委員会教育環境課）・・・ 16 一般競争入札の実施（3件）（警察本部会計課）・・・ 19

告 示

鳥取県告示第 945 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン鳥取北ショッピングセンター イーストコート
鳥取市晩稲 100-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 ジャスコ鳥取北ショッピングセンター イーストコート

変更後 イオン鳥取北ショッピングセンター イーストコート

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1 代表執行役 岡田 元也

ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 代表取締役 本田 進

有限会社ウィングバード 鳥取市今町二丁目 204 代表取締役 山中 徳正

備後漬物有限会社 広島県福山市引野町二丁目 18-22 代表取締役 佐藤 光信

フジパンストアー株式会社 愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目 50 代表取締役 高木 和巳

株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 60-7 代表取締役 上田 稔夫

イトキン株式会社 大阪府大阪市西区南堀江一丁目 4-19 代表取締役 辻村 章夫

株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1 代表取締役 野口 禎一郎

有限会社輝商会 鳥取市古市 289 代表取締役 木下 瑞穂

株式会社山中靴店 鳥取市今町二丁目 204 代表取締役 山中 徳正

有限会社トータルクリエイト 鳥取市栄町 657 代表取締役 岩成 正志

株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目 48-1 代表取締役 木山 茂年

有限会社水越屋 鳥取市栄町 621 代表取締役 和田 俊寛

エステール株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目 20-2 代表取締役 丸山 朝

株式会社斧谷晴老商店 鳥取市栄町 309 代表取締役 斧谷 寅之亮

株式会社オンワード樫山 広島県広島市西区南観音三丁目 12-10 執行役員広島支店長 小林 忠良

株式会社加藤貞三商店 鳥取市栄町 659 代表取締役 加藤 きみ子

株式会社伊津美 大阪府大阪市旭区清水三丁目 26-16 代表取締役 古西 隆

株式会社ニシオ 鳥取市戎町 410 代表取締役 西尾 和男

株式会社大谷 新潟県新潟市中央区弁天二丁目 3-18 代表取締役 大谷 勝彦

メガネの田中チェーン株式会社 広島県広島市中区袋町 1-23-102 代表取締役 田中 登志子

株式会社たけうち 兵庫県赤穂市加里屋 2164-28 代表取締役 竹内 實

株式会社エル・パパミュージック 鳥取市栄町 704 代表取締役 松野 義光

株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町 4-8 代表取締役 宮脇 富子

- 株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目19-1 代表取締役 伊藤 儼
変更後 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表執行役 岡田 元也
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1-8 代表取締役 小島 章利
スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6 代表取締役 成岡 富士夫
株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町4-8 代表取締役 宮脇 富子
株式会社エル・パパミュージック 鳥取市栄町704 代表取締役 松野 義光
株式会社オンワード樫山 広島県広島市西区南観音三丁目12-10 執行役員広島支店長 小松
光彦
イトキン株式会社 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目4-25 代表取締役 辻村 章夫
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60-7 代表取締役 上田 稔夫
株式会社ポイント 東京都中央区八重洲二丁目7-2 代表取締役 石井 稔晃
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1 代表取締役 江尻 義久
エステール株式会社 東京都新宿区住吉町8-12 代表取締役 丸山 朝
株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目48-1 代表取締役 木山 茂年
株式会社MASAYA 岡山県岡山市表町二丁目6-56 代表取締役 高田 輝彦
有限会社輝商会 鳥取市富安351-11 代表取締役 木下 瑞穂
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8-1 代表取締役 寺井 秀藏
株式会社ナカニシ 鳥取市富安二丁目70 代表取締役 中西 弘
株式会社めのや 島根県松江市玉湯町湯町1818-3 代表取締役 新宮 正朗
株式会社ブランドオフ 石川県金沢市新神田二丁目5-17 代表取締役 安山 勉
株式会社山中靴店 鳥取市今町二丁目204 代表取締役 山中 敦雄
メガネの田中チェーン株式会社 広島県広島市中区袋町1-23-102 代表取締役 田中 登志
子
株式会社ナカザワグループ 滋賀県湖南市中央二丁目92 代表取締役 中澤 道盛
株式会社フジックス 島根県松江市浜乃木二丁目4-8 代表取締役 中林 秀雄
株式会社プラスハート 大阪府大阪市中央区北浜一丁目9-9 代表取締役 松尾 正司
株式会社織部 岐阜県多治見市旭ヶ丘10-6 代表取締役 奥村 紀八郎
株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役 木村 保
株式会社大谷 新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3-5 代表取締役 大谷 勝彦
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717-1 代表取締役 柳井 正
株式会社ジーンズカジュアルダン 広島県庄原市西本町二丁目19-1 代表取締役 伊藤 儼
有限会社エーアンドビー 鳥取市新105 代表取締役 岡 博由貴
株式会社ツルヤ靴店 愛知県名古屋市千種区今池三丁目4-10 代表取締役 服部 博幸
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目11-1 代表取締役 藤原 政博
株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目9-7 代表取締役 白井 一秀
株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田1 代表取締役 中本 敏幸
株式会社鈴乃屋 東京都中央区新川一丁目6-1 代表取締役 小泉 清子
株式会社ニース 鳥取市今町二丁目101 代表取締役 中村 保彦
トリンプインターナショナルジャパン株式会社 東京都大田区平和島六丁目1-1 代表取締役
クリスチャン・トーマ
有限会社トータルクリエイト 鳥取市賀露町128-2 代表取締役 岩成 正志
ユーロプランニング有限会社 島根県出雲市中野町783-20 代表取締役 神田 実
株式会社オブニ 鳥取市若葉台南二丁目3-13 代表取締役 大住 瑞恵
有限会社TOM 米子市博労町四丁目156 代表取締役 斧谷 達道
有限会社BOO・コーポレーション 米子市四日市町83 代表取締役 大谷 明史

有限会社チャウアー 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 415-4 代表取締役 小原 敏明
株式会社ニシオ 鳥取市戎町 410 代表取締役 西尾 和男

- 3 変更年月日
平成 19 年 10 月 5 日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の変更のため
- 5 届出年月日
平成 19 年 10 月 29 日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 19 年 11 月 16 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
鳥取市尚徳町 116
鳥取市経済観光部産業振興課
- 9 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 946 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ日吉津ショッピングセンター イーストコート
西伯郡日吉津村大字日吉津 1157
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1 代表執行役 岡田 元也
株式会社ひえづ物産 西伯郡日吉津村大字日吉津 1026-1 代表取締役 益田 信夫
変更後 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1 代表執行役 岡田 元也
株式会社ひえづ物産 西伯郡日吉津村大字日吉津 1026-1 代表取締役 石 操
- 3 変更年月日
平成 15 年 6 月 23 日
- 4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため

5 届出年月日

平成 19 年 10 月 31 日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成 19 年 11 月 16 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村地域振興課

9 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 947 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大谷地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年11月16日から同年12月6日まで

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 948 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字白石字鉢伏山 1 の 2 (次の図に示す部分に限る。)、大字佐美字善川 333 の 2、333 の 4、333 の 7、字中峰 304 の 1 から 304 の 26 まで、字黒土谷 305 の 1 から 305 の 27 まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字川上字枇杷ヶ原 562
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 949 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市寺谷字石坂平 184 の 3、184 の 4、184 の 44、184 の 53、184 の 56、大谷字大寺前 390 から 392 まで、410、字坂根谷 938、939、942、943、950、字水上 982 の 2、字後口谷 1025、1026
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

寺谷字石坂平184の4（次の図に示す部分に限る。）、大谷字大寺前390から392まで、410、字坂根谷938、939、942、943、950、字水上982の2、字後口谷1025、1026

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市岡字牧谷47の1、字清水坂55の3、55の4、56の1、56の4、57の1、棕波字八重森76の1、寺谷字石坂平187、188、上大立字坂ノ谷204、服部字堂坂304の1、福本字向山364の9、河来見字北平431の1、431の6、大谷字飯野737、三江字王子野832、字小坂ノ上907の2、908、字菅ヶ谷1101の1、1101の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 950 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市長谷字中谷269の2、269の43、269の60から269の79まで、269の84、倅谷字大原371の1から371の53まで、字男女岩372の1、372の3から372の20まで、字モラガ畑375の4から375の43まで、字穴ヶ谷377の1から377の9まで、378の1から378の21まで、378の23、378の26、大河内字高山672の9、672の10、672の12から672の85まで、672の87、672の110から672の165まで、672の173から672の176まで、字釜谷平709の12、709の15から709の40まで、709の101から709の107まで、字ほそふ755の32から755の53まで、字タタラ谷757の1から757の8まで、758、759の1から759の26まで、字宮谷760から763まで、764の1、765の1から765の5まで、766の1、766の2、767、768の1から768の8まで、769の1から769の5まで、字中谷平770の1から770の29まで、771の2から771の14まで、字にが谷773の2から773の17まで、字大峯774の100から774の124まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 951 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字古明間平ル377の1、字門野567の2、567の3、567の79、字峯ノ手1663から1673まで、1674の1、1674の2、1675、字中曾根1676から1698まで、字池ノ奥1699、1700の2、1700の57、1700の65、1700の88、1700の90

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 952 号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年1月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 19 年 11 月 5 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人このゆびと一まれ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
藤原 美江子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市千代水一丁目 37
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、市町村の枠を超えた児童福祉、障害者福祉など、社会福祉に関する事業を行い、利用者のニーズに合わせた福祉サービスを創造し提供する事で、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 953 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 1 月 7 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 11 月 7 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥の劇場
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中島 諒人（本名 中島 誠）
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市末広温泉町 122
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、「わかりやすい」「深い」「一緒に感じ、考える」を軸に、「魅力的な演劇作品を作る」「演劇活動を通じて社会に貢献する」「活動の公共性が広く理解され認知される」ことを目指し、すべての人々に対して、地域と深く関わりながら、同時に地域を越えた舞台芸術活動を行い、演劇を通じた文化芸術の振興、地域の活性化に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第 954 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 1 月 2 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人お菓子屋くればす
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岩佐 美穂
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
境港市清水町631-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害がある人に対して福祉サービス等に関する事業を行い、障害がある人の労働習慣の確立、就労意欲の向上等を目指し、障害がある人が自信を持って社会参加や社会復帰していく訓練等を行うことを目的とする。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成19年10月26日付鳥取県告示第898号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西尾 隆夫	八頭郡八頭町徳丸字中磯尾谷 1759 の 16
山根 崇	八頭郡八頭町徳丸字中磯尾谷 1759 の 19
〃	八頭郡八頭町徳丸字中磯尾谷 1759 の 20
西尾 廸子	八頭郡八頭町徳丸字中磯尾谷 1759 の 46
古田 道明	八頭郡八頭町徳丸字中磯尾谷 1759 の 69
山根 崇	八頭郡八頭町徳丸字中磯尾谷 1759 の 91
徳嶋 孝子	八頭郡八頭町徳丸字中磯尾谷 1759 の 105

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 10 月 26 日付鳥取県告示第 899 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

増田 繁雄	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 8
太田 一夫	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 10
増田 正光	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 12
神波 豊治	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 16
涌島 誠	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 19
向井 光子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 21
向井 久好	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 23
森 愛子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 25
高木 町子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字地藏堂 1191 の 31
佐々木友好	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字栗尾坂 1195 の 12
丸山 咲子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字西山ノ神 1204 の 5 (次の図に示す部分に限る。)
尾西 幸一	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字西山ノ神 1204 の 7
谷口新之祐	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字西山ノ神 1204 の 28

安井 清信	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字馬場ノ西 1207 の 10
米本五百子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 8
松本 政吉	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 23
安井 清信	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 36
井上 助蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 38
笠見 忠美	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 47
神波 高次	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 49
佐々木友好	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 54
尾西 幸男	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 70
〃	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 71
尾西 幸一	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 79
徳井 積	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 80
佐々木友好	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 81
丸山 咲子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 83
〃	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ一 1210 の 84
尾西 幸男	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ三 1215 の 16
前田 一	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ三 1215 の 17
前田新十郎	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ三 1215 の 22
岡本 彦蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字細越ノ三 1215 の 23
涌島 吏司	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字妙見谷 1226 の 71

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 10 月 26 日付鳥取県告示第 900 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

野嶋三重子	東伯郡琴浦町大字野井倉字中峯 3 の 1
門田 芳正	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688 の 2
門田忠太郎	〃
門田 芳正	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688 の 4
門田忠太郎	〃
門田 芳正	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688 の 26
門田忠太郎	〃
松本 正信	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688 の 145
門田 芳正	〃
門田忠太郎	〃
杉山猪之吉	東伯郡琴浦町大字別宮字地貝谷口南平ラ 60
定常市太郎	東伯郡琴浦町大字別宮字権現谷 65
藪本 崎吉	東伯郡琴浦町大字別宮字権現谷 68
定常市太郎	東伯郡琴浦町大字別宮字権現谷 69
藪本 崎吉	東伯郡琴浦町大字別宮字権現谷口南見平ラ 72
横山 昭雄	東伯郡琴浦町大字別宮字湯ノ谷 90
定常 忠吉	東伯郡琴浦町大字別宮字湯ノ谷 91
杉山猪之吉	東伯郡琴浦町大字別宮字栃木谷 95
〃	東伯郡琴浦町大字別宮字栃木谷 96
〃	東伯郡琴浦町大字別宮字小谷 98 の 1
〃	東伯郡琴浦町大字別宮字平林 102 の 1
〃	東伯郡琴浦町大字別宮字平林 103 の 1
永代 嘉吉	東伯郡琴浦町大字別宮字平林 108

〃	東伯郡琴浦町大字別宮字平林 109
山根 実蔵	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 1
定常 稔和	〃
山根 実蔵	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 59
定常 稔和	〃
山根豊三郎	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 66
定常 稔和	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 80
〃	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 111
山根 実蔵	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 117
定常 稔和	〃
定常 稔和	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 158
山根 実蔵	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 110 の 192
〃	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 111 の 1
定常 稔和	〃
山根豊三郎	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 111 の 5
横山 昭雄	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 112 の 9
山根豊三郎	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 112 の 19
横山 昭雄	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 112 の 52
山根豊三郎	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 112 の 55
定常 稔和	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 113 の 8
北山 庫市	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 113 の 56
〃	東伯郡琴浦町大字別宮字暮見谷 113 の 57
馬野 巴	東伯郡琴浦町大字別宮字後井滝 127
陰田 ちか	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 33
〃	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 34
〃	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 80
〃	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 81
〃	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 89
前田 哲人	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 105
〃	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 119
〃	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷西平 1757 の 139
杉本 寿子	東伯郡琴浦町大字三本杉字宮谷 1766 の 85

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

林業種苗法(昭和 45 年法律第 89 号)第 11 条第 1 項の規定により、同法第 10 条第 3 項第 3 号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成 20 年 1 月 18 日(金) 午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 場所 鳥取市河原町大字稲常 113 鳥取県林業試験場

3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2 時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成 19 年 12 月 25 日(火)までに住所地を管轄する総合事務所農林局を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は 14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。)第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 19 年 12 月 7 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁第 2 庁舎 4 階第 33 会 議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
		平成 19 年 12 月 17 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する 者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 借入物品等の名称及び数量
電子計算機システムの賃貸借及び保守業務 一式
- (2) 借入物品等の仕様
入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成 20 年 2 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 20 年 1 月 31 日 (木)

(5) 納入場所

米子市博労町四丁目 220 鳥取県立米子工業高等学校

(6) 入札書の記入方法等

入札金額は、(1)に掲げる物品等に係る 1 月当たりの単価 (保守料を含む。)の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 (以下「入札見積金額」という。)の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 12 月 5 日 (水) 午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 11 月 16 日 (金) から同年 12 月 27 日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒683-0052 米子市博労町四丁目 220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 11 月 16 日 (金) から同年 12 月 11 日 (火) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 11 月 30 日 (金) 午後 2 時

鳥取県立米子工業高等学校 応接室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平

成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 12 月 27 日(木)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 26 日(水)午後 5 時までとする。)

イ 場所

鳥取県立米子工業高等学校 応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 12 月 11 日(火)午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 55 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 55 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance personal computer system 1 set
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:5:00PM. 11, December, 2007
- (3) Time-limit for submission of tenders : 2:00PM. 27, December, 2007
(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM. 26, December, 2007)
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Kougyou Senior High School 4-220 Bakuroumachi Yonago-shi 689-1103 Japan
TEL : 0857-51-8011

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 鳥取県警察統合情報通信ネットワーク警察本部用ファイルサーバ 1台
鳥取県警察統合情報通信ネットワーク警察署用ファイルサーバ 3台
- イ 購入物品 鳥取県警察統合情報通信ネットワークファイルサーバソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入期限

平成20年3月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

るとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年11月28日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年11月16日（金）から平成20年1月8日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（内線2225）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年11月16日（金）から同月26日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年1月8日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日（月）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年12月12日（水）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 鳥取県警察情報管理システム端末セキュリティ対策システムに係る管理用サーバ 一式

イ 購入物品 鳥取県警察情報管理システム端末セキュリティ対策システムに係るソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入期限

平成20年3月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年11月28日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年11月16日(金)から平成20年1月8日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年11月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年1月8日(火)午後2時15分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(月)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年12月12日(水)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 汎用電子計算機システム端末機器に係るハードウェア 一式
- イ 購入物品 汎用電子計算機システム端末機器に係るソフトウェア 一式
端末Windows化に伴うマークシート処理プログラム 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入期限

平成20年3月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年11月28日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年11月16日（金）から平成20年1月8日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110（内線2225）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年11月16日(金)から同月26日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年1月8日(火)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(月)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年12月12日(水)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- Terminals of a mainframe computer, 1set

Nature and quantity of the products to be purchased:

- Software for the above-mentioned terminals, 1set
- Application software for processing mark-sensed data for Microsoft Windows XP, 1set

(2) December 12, 2007 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) January 8, 2008 2:30 PM : Time-limit for submission of tenders

January 7, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110 ex.2225